

和歌山県ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、和歌山県ソフトテニス連盟と称し、(公財)日本ソフトテニス連盟和歌山県支部を兼ねる

(事務所)

第2条 この会の所在地は、和歌山市中583-186 代表 吉川 豊 宅におく

(目的)

第3条 この会はソフトテニスによって、県民の健康増進とスポーツ精神を養い、生活の明朗化と相互の信頼を深めることを目的とする

第2章 事業

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1 ソフトテニスの振興および選手底辺の拡大
- 2 ソフトテニスの指導、援助並びに指導者の育成
- 3 ソフトテニスの各種大会および対外試合の実施、または協賛
- 4 ソフトテニスに関する調査研究
- 5 ソフトテニスについての優良団体または個人の選定ならびに表彰
- 6 ソフトテニス地域団体および体育協会ならびに他競技団体との連絡調整
- 7 その他、この会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする

- 1 和歌山県内に所在するソフトテニス団体(官公署、会社、工場、学校またはそのOB及び倶楽部を主体とした各支部所属員)
- 2 和歌山県学生ソフトテニス連盟
- 3 和歌山県高体連ソフトテニス部
- 4 和歌山県中体連ソフトテニス部
- 5 和歌山県小学生ソフトテニス連盟
- 6 和歌山レディース連盟
- 7 別に定める賛助会費を納める個人及び法人

第4章 役員

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常務理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

(役員を選任)

- 第7条
- 1.前条の役員は、常務理事会または理事会の推薦により総会において選出する
 - 2.理事長、副理事長、常務理事の年齢は選出の時点において満70歳未満とする
ただし、会長 副会長はこの限りではない

(役員の仕事)

- 第 8 条 会長は、この会を代表して会務を総理するとともに、総会、常務理事会、理事会の議長となる
- 第 9 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の指名する副会長がその職務を代行する
- 第 10 条 理事長は、会長、副会長を補佐し、この会の会務を執行する
- 第 11 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、副理事長がその職務を代行する
- 第 12 条 常務理事は、第 5 条第 2 号から第 6 号に掲げる団体の代表者及び和歌山市理事があたり、常務理事会を組織し、緊急議案を審議する
- 第 13 条 理事は、各支部、団体の代表者があたり、理事会を組織して、この会の運営に関する大綱を審議する
- 第 14 条 監事は、この会の会計を監査し、総会で報告する
- 第 15 条 役員の仕事は 2 箇年とする。但し、再任を妨げない

第 5 章 会 議

第 16 条 会議は次のとおりとする

- 1 通常総会
- 2 臨時総会
- 3 常務理事会
- 4 理事会
- 5 その他、会長指名による委員会

(総 会)

第 17 条 通常総会は、会長がこれを招集し、会の行事計画及び予算、決算ならびに規約の改正、役員の仕事の選任等重要事項について審議決定する

この会は、毎年 1 回、原則として 2 月に開催するものとする

臨時総会は、緊急かつ会員の総意を要する事項に関して、会長が必要と認めたととき及び理事会が総会の招集を要求したときに開催するものとする

(その他の会議)

第 18 条 常務理事会、理事会、各種委員会は必要に応じて会長が招集し、重要かつ専門事項を審議ならびに諮問する

(顧問、参加)

第 19 条 総会の決議により顧問及び参加をおくことができる。顧問、参加は会長の求めに応じて、会議に出席し、会の重要事項について助言をあたえ、議事に参画することができる

(成立表決権)

第 20 条 会議は、過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の 3 分の 2 以上の同意を要するものとする

(代決権)

第 21 条 会員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人(会員に限る)に委任することができる

第 22 条 会長は、簡易な事項または会議を開くいとまのない急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、会議に代えることができる

ただし、総会において事後承認を必要とする

(規約変更)

第 23 条 この規約は、総会の議決を経なければ改正することはできない

第 6 章 会 計

(費 用)

第 24 条 この会の経費は、次にあげる収入をもってあてる

- 1 会費
- 2 登録金
- 3 補助金
- 4 寄付金

5 その他の収入

会費、登録金は、支部、団体単位とし、毎年初次に納入するものとする

会費の決定は、総会において別に定める

(会計年度)

第25条 この会の会計年度は、毎年2月1日から始まり翌年1月31日に終わるものとする

第26条 この会に特別会計を設けることができる

第7章 入会、脱会

(入会)

第27条 新たにこの会に入会せんとするときは、必要書類を提出のうえ総会の承認を経て、認められる

(脱会)

第28条 この会を脱会したいときは、脱会届けを提出のうえ総会の承認をうけるものとする

第8章 支部

(支部)

第29条 支部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする

伊都支部	橋本市、伊都郡
那賀支部	紀の川市、岩出市
和歌山支部	和歌山市
海南支部	海南市、海草郡
有田支部	有田市、有田郡
日高支部	御坊市、日高郡
田辺支部	田辺市、西牟婁郡
新宮支部	新宮市、東牟婁郡
学連	県内大学
高体連	県内高等学校
中体連	県内中学校・地域クラブ
小学生連盟	県内小学生クラブ
レディース連盟	県内レディース

第9章 附則

第30条 この規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める

第31条 この規約は、昭和43年4月1日から実施する

第32条 この規約は、公布の日から施行し、昭和49年度分から適用する

第33条 この規約は、平成4年度分から適用する。(軟式庭球をソフトテニスに名称変更のため)

第34条 この規約は、平成18年度分から適用する。(事務所の所在地を明記するため)

第35条 この規約は、平成20年度分から適用する。(支部管轄区域の変更のため)

第36条 この規約は、平成27年度分から適用する。(公益財団法人日本ソフトテニス連盟に名称変更のため)

第37条 この規約は、平成30年度分から適用する。(常務理事会の組織変更のため)

第38条 この規約は、平成31年度分から適用する。(レディース連盟加盟のため)

第39条 この規約は、令和2年度から適用する。(団体の理事追加のため)

第40条 この規約は、令和4年度から適用する。(常務理事の定年制を明記のため)

第41条 この規約は、令和6年度から適用する。(連盟所在地変更、中体連地域クラブ追加のため)